

# 各県における指定廃棄物の状況について

2020年（令和2年）6月  
環境省 環境再生・資源循環局

# 指定廃棄物の状況(令和2年3月31日時点)

	焼却灰※1		浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県	9	312.1									1	1.3	10	313.5
宮城県			9	1,014.2					4	2,274.4	5	2.2	18	3,290.8
福島県※1	1,044	243,891.7	36	2,445.2	9	479.1	110	8,077.1	13	2,578.3	397	13,495.4	1,609 (705)	270,966.8 (104,776)
茨城県	20	2,380.1					2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7
栃木県	24	2,447.4	14	727.5		(26.0)※2	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県			6	545.8	1	127.0	5	513.9			1	0.3	13	1,187.0
千葉県	48	2,719.9					1	542.0			16	452.2	65	3,714.2
東京都	2	981.7											2	981.7
神奈川県											3	2.9	3	2.9
新潟県			4	1,017.9									4	1,017.9
合計	1,147	252,732.9	69	5,750.6	10	606.1	126	12,258.8	45	12,990.1	432	14,205	1,829	298,543.6

※1 福島県の合計の括弧書き705件・104,776tについては、事業者・自治体に保管されている指定廃棄物を表している(事業者・自治体等の申請等に基づき指定された指定廃棄物1,431件・186,141tのうち、726件・81,365tの指定廃棄物は焼却処理・埋立処分等するため搬出されている。)

※2 栃木県の浄水発生土(工水)(26.0t)、は上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

# 指定廃棄物の処理の方針

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

## 3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

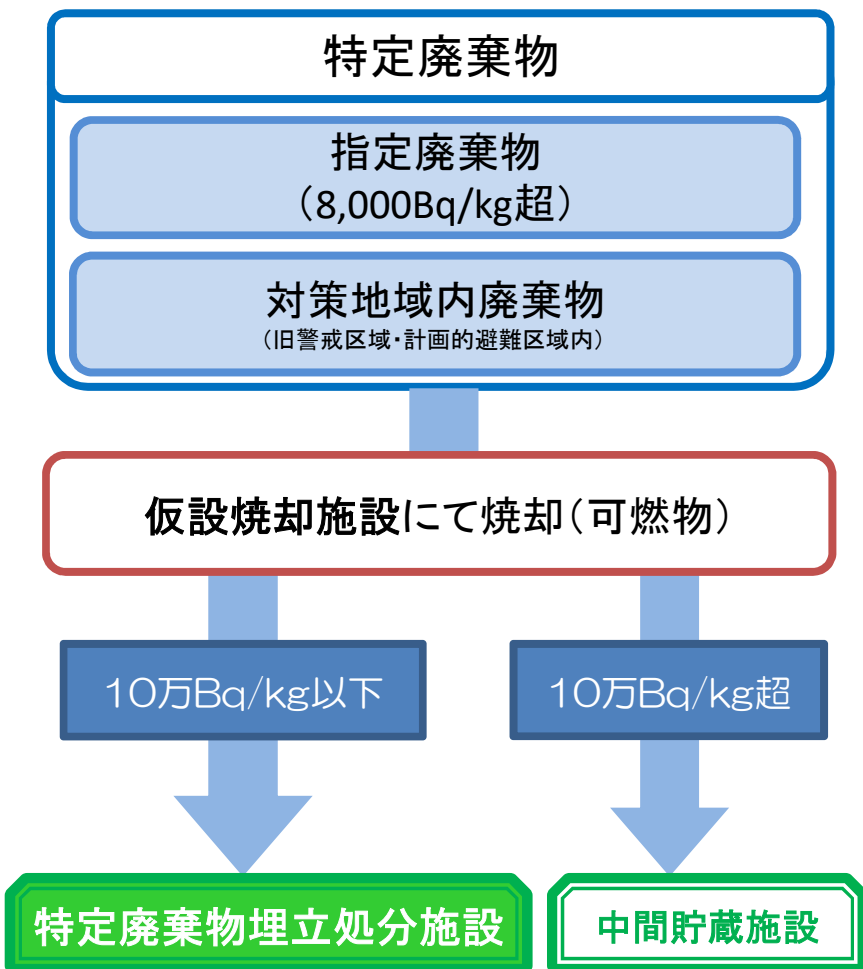
### (3) 指定廃棄物の処理に関する事項

(前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

# 福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



## 減容化事業の例

### 福島市堀河町終末処理場

2014年10月末、脱水汚泥等の乾燥処理を完了。2016年3月末には施設の解体完了。



### 福島県県中浄化センター(郡山市)

2014年3月、脱水汚泥等の焼却事業を終了。以降、県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を行い、2016年5月末で焼却完了。



下水汚泥

### 鮫川村

2015年7月末をもって、農林業系廃棄物等の焼却を終了。

### 飯舘村蕨平地区

飯舘村及び村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業。2016年1月に仮設焼却施設の運転を開始し、2018年11月に広域処理を完了。

### 開閉所(田村市・川内村)

県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物を減容化する事業。2017年6月から処理開始。

### 安達地方(二本松市)

安達地方の3市村(二本松市・本宮市・大玉村)の農林業系廃棄物及び可燃性の除染廃棄物を減容化する事業。2019年6月から処理開始。



農林業系廃棄物等

# 国直轄による福島県(対策地域内)における 仮設焼却施設の設置状況

- 9市町村(11施設)において仮設焼却施設を設置することとしており、それぞれの進捗状況は下表のとおり。2020年4月末までに約114万トン(除染廃棄物を含む)を処理済。
- 現在稼働している仮設焼却施設においては、環境モニタリング(※)を実施しており、排ガス中の放射能濃度が検出下限値未満であること等を確認している。

(※) 環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <<http://shiteihaiki.env.go.jp/>>



□ 汚染廃棄物対策地域 ● 仮設焼却施設  
 ▨ 帰還困難区域

立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2020年4月末時点)
葛尾村	稼働中(2015年4月より)	200t/日	約119,000トン(約36,000トン)
浪江町	稼働中(2015年5月より)	300t/日	約245,000トン(約158,000トン)
飯舘村 (蕨平地区)	稼働中(2016年1月より)	240t/日	約219,000トン(約48,000トン)
大熊町	稼働中(2017年12月より)	200t/日	約58,000トン(約26,000トン)
双葉町	稼働中(2020年3月より)	350t/日	約6,900トン(約1,400トン)
楢葉町	災害廃棄物等の処理完了	200t/日	約77,000トン(約32,000トン)
川内村		7t/日	約2,000トン(約2,000トン)
飯舘村 (小宮地区)		5t/日	約2,900トン(約2,900トン)
富岡町		500t/日	約155,000トン(約55,000トン)
南相馬市		400t/日	約214,000トン(約91,000トン)
川俣町	既存の処理施設で処理 (処理完了)	—	—
田村市		—	—

※南相馬市1号炉(200t/日)は災害廃棄物等の処理完了し、2号炉(200t/日)については引き続き稼働中。  
 ※処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。

# 福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

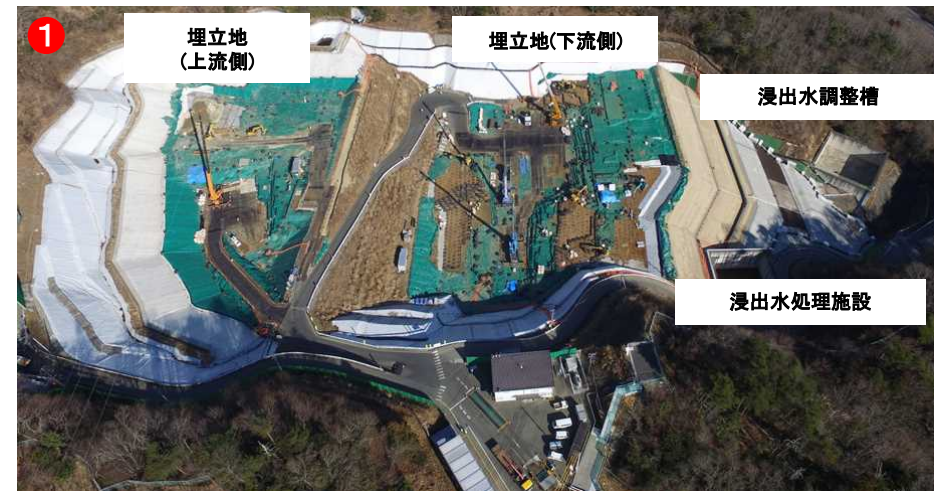
- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに125,227袋搬入済み。(2020年5月末時点)
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

## これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に受入れを要請
- 2015.12. 4 県・富岡町・楡葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働

## 埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下): 約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下): 約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ: 約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入

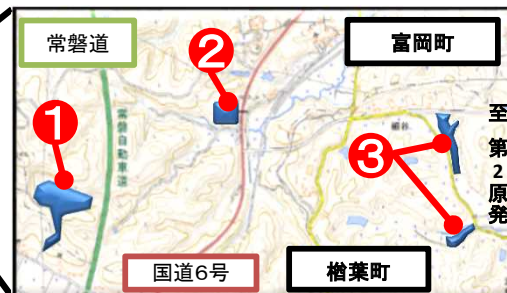


## 関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物固型化処理施設



- 汚染廃棄物対策地域
- ▨ 帰還困難区域
- 仮設焼却施設



1.受入れ・保管 → 2.固型化処理 → 3.養生 → 4.保管・搬出

# 特定廃棄物埋立処分事業におけるモニタリング

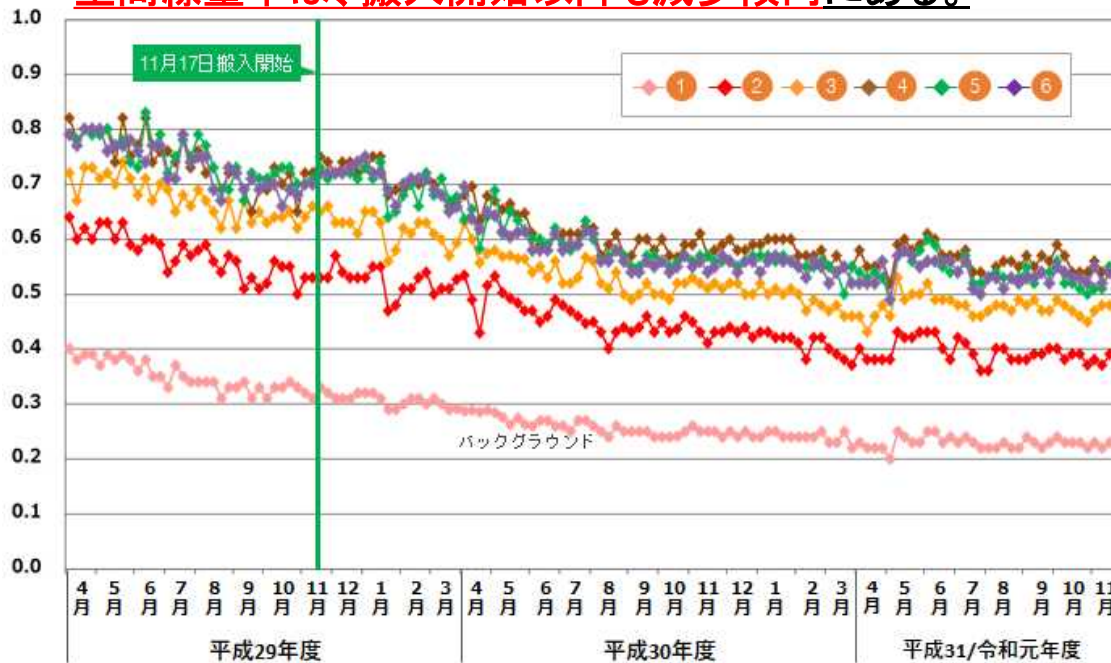
○ 廃棄物の搬入開始前から線量率や放射能濃度のモニタリングを実施しており、搬入開始後において特異的な数値の上昇は見られない。

※モニタリング結果は特定廃棄物埋立処分事業のホームページで公表。

URL: [http://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki\\_umetate\\_fukushima/monitoring/](http://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki_umetate_fukushima/monitoring/)

## 敷地境界における空間線量率（左図の①～⑥の地点）

空間線量率は、搬入開始以降も減少傾向にある。



## モニタリング計測ポイント



## 施設下流域の河川水中の放射能濃度（右図の●の8地点）

調査の結果、**全て検出下限値\*未満だった。**

※ 検出下限値 1Bq/L以下

施設下流域の河川水中の放射能濃度測定は2017年7月、2018年1月、5月、8月、11月、2019年2月の計6回実施

- ★ 敷地境界の空間線量率(6地点)  
(★バックグラウンド1地点を含む)
- ★ 埋立地周囲の空間線量率(4地点)
- ★ 空間線量率(モニタリングポストによる測定)
- 地下水水質(地下水集排水管)(1地点)
- 浸出水原水水質(1地点)
- 処理水水質(1地点)
- 放流水水質(1地点)
- 悪臭(2地点)
- 埋立ガス(2地点)
- 騒音・振動(1地点)
- ◆ 大気中放射能濃度(4地点)
- 雨水中放射能濃度(2地点)
- 植物(松葉)中の放射能濃度(3地点)
- 地下水中放射能濃度(連続測定)
- 大気中放射能濃度(連続測定)
- 河川水等の放射能濃度(8地点)
- 搬入経路における放射能濃度等(4地点)

# 指定廃棄物に関する関係県の状況（福島県以外）①

## <長期管理施設の設置>

- 5県（宮城・栃木・千葉・茨城・群馬）において、国が各県内での「長期管理施設」の新設を検討。
- うち3県（宮城・栃木・千葉）について、2014～2015年に候補地を提案したが、そのための詳細調査の実施の目途が立っていない。今後の方針を県ごとによく相談する必要。

## <各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組を実施。
  - ・ 指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理（宮城県）
  - ・ 分散している保管場所の集約（栃木県） ・ 保管の強化（茨城県）
  - ・ 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理（関係全県で模索中）

※県名下部 令和二年三月末時点の指定廃棄物保管量

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018～ (H30)		
宮城県 (3,290.8t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細 調査候補地を公表  <small>くりはらし たいわちよう かみまち</small> 宮城県: 栗原市、大和町、加美町 <small>しおやまち</small> 栃木県: 塩谷町 千葉県: 千葉市		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から 処理することとし、2018年3月から処理を開始				
栃木県 (13,533.1t)				詳細調査の 実施に向けた 働きかけの継続	農家の保管する指定廃棄物の市町 単位での集約を検討			
千葉県 (3,714.2t)								
茨城県 (3,535.7t)				長期管理施設は設 置せず、現地保管 継続・段階的処理 の方針を決定			一時保管場所での 保管強化対策の実施	
群馬県 (1,187.0t)								



# 指定廃棄物に関する関係県の状況(福島県以外)②

## 宮城県

### 【市町村長会議】

- 第1～4回：H24.10～H25.11  
 第5回：H26.1.20  
 →詳細調査候補地を3カ所提示  
くりはらし ふかやまだけ たいわちょうしもはら かみまち たしろだけ  
 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)  
 第7回(県主催)：H26.8.4  
 →県知事が県内市町長の総意として詳細調査受入れを表明  
 H26.8より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず(H27年も断念)  
 [ H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム  
 H27.10～11(2回)有識者を交えた加美町との意見交換会 ]  
 第9回(県主催)：H28.3.19  
 →指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明  
 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせる事等県から要望  
 第11回(県主催)：H28.11.3  
 →指定廃棄物以外の測定結果の公表、県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の処理方針案を提示  
 第12回(県主催)：H28.12.27  
 →県処理方針について、栗原市、登米市の賛同が得られず再議論することが決定  
 第13回(県主催)：H29.6.18  
 →県が自圏域内の汚染廃棄物は自圏域内で処理する等の新たな処理方針案を提示。  
 第14回(県主催)：H29.7.15  
 →前回会議での提示案で合意。

石巻、仙南、黒川、大崎の4圏域で試験焼却を終了。→石巻：本焼却まで終了。仙南：本焼却実施中。大崎：本焼却準備中。

## 栃木県

### 【市町村長会議】

- 第1～3回：H25.4～H25.8  
 第4回：H25.12.24  
 →選定手法が確定  
 H26.7.30  
 →詳細調査候補地を1カ所提示  
しおやまち てらしまいり  
 (塩谷町寺島入)  
 第5～6回：H26.7～H26.11  
 H27.5.14、6.22、9.13  
 県民向けフォーラム  
 H27.10.14  
 塩谷町寺島入の豪雨影響調査  
 H27.12.7  
 塩谷町長が調査候補地の返上を宣言  
 第7回：H28.5.23  
 →指定廃棄物の再測定実施を決定  
 第8回：H28.10.17  
 →再測定の結果の公表、今後の進め方の提示  
 H29.3.30 一時保管者の意向確認結果を公表  
 H29.7.10 保管農家の負担軽減策市町村長会議  
 →保管農家の負担軽減策の方針案を提示  
 H30.11.26 保管農家の負担軽減策市町村長会議  
 →再測定を含む各市町の集約化に向けた取組み  
 R2.3.19 再測定結果の公表

引き続き、詳細調査の働きかけや、保管農家の負担軽減策に係る県・保管市町との調整を実施。

## 千葉県

### 【市町村長会議】

- 第1～3回：H25.4～H26.1  
 第4回：H26.4.17  
 →選定手法が確定  
 H27.4.24  
 →詳細調査候補地を1カ所提示  
 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))  
 H27.5.20、6.2  
 千葉市議会全員協議会  
 H27.6.8、6.10  
 千葉市議会・市長から再協議の申入れ  
 H27.6.29、7.7、13、20、8.7  
 千葉市の自治会長や住民を対象に説明  
 H27.12.14  
 再協議申入れへの回答  
 H28.6.28  
 千葉市から指定解除の申出  
 H28.7.22  
 千葉市の指定廃棄物を指定解除

引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。

## 茨城県

### 【市町村長会議】

- 第1回：H25.4.12  
 第2回：H25.6.27  
 第3回：H25.12.25  
 第4回：H27.1.28  
 【一時保管市町村長会議】  
 第1回：H27.4.6  
 第2回：H28.2.4

→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

- H29.3.31  
 県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表

## 群馬県

### 【市町村長会議】

- 第1回：H25.4.19  
 第2回：H25.7.1  
 第3回：H28.12.26

→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定

# (参考) 指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

平成28年4月28日 改正省令公布・施行

## 【仕組み】

- 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を解除することができる。

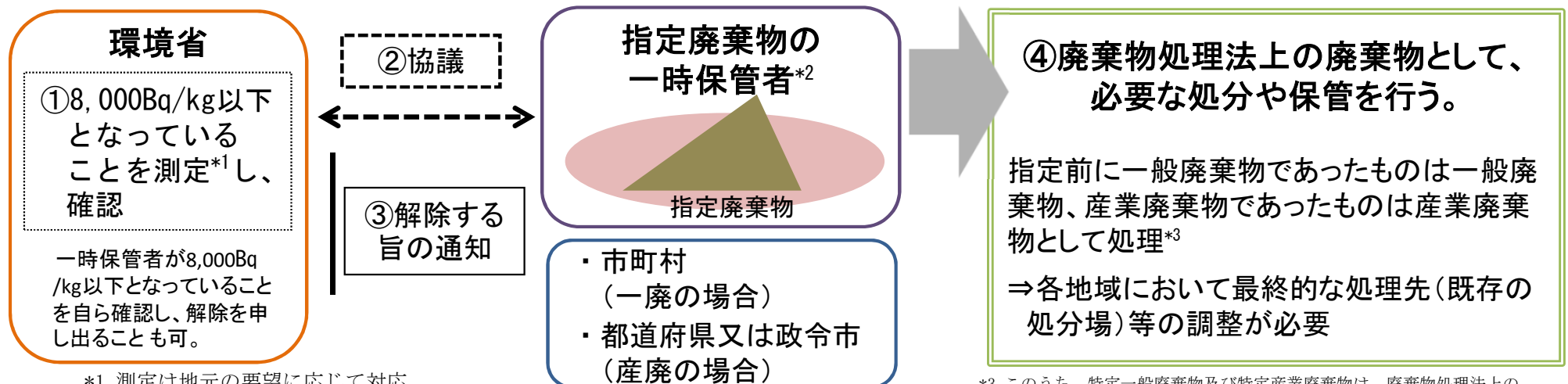
※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。

- 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。

※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。

## 【実績】

- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定により、当該廃棄物に係る指定を解除することが可能。
- 千葉県、山形県、宮城県、静岡県、岩手県の5県で計約420トン、33件の指定が解除されている（2020年3月末時点）。



\*1 測定は地元の要望に応じて対応。

\*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

\*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。